

自動はかり4器種の使用制限(検定)の開始時期が延期されます！

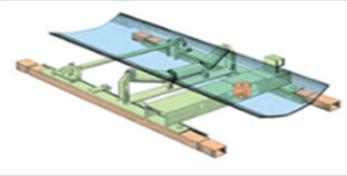
自動はかり4器種（平成29年に特定計量器（詳細次ページ）に追加）は、最も早いもので本年4月に使用制限を開始する予定でしたが、それぞれ下記のとおり、開始時期が延期されますので、お知らせします。

（開始時期までは、これまで通りの使用が可能です。今後の取り扱いにご注意下さい。）

○使用制限（検定）開始時期

	自動捕捉式はかり(2年延期)	その他3器種(5年延期)
新たに使用するもの	R4.4.1 → R6.4.1	R5.4.1 → R10.4.1
既使用のもの	R7.4.1 → R9.4.1	R8.4.1 → R13.4.1

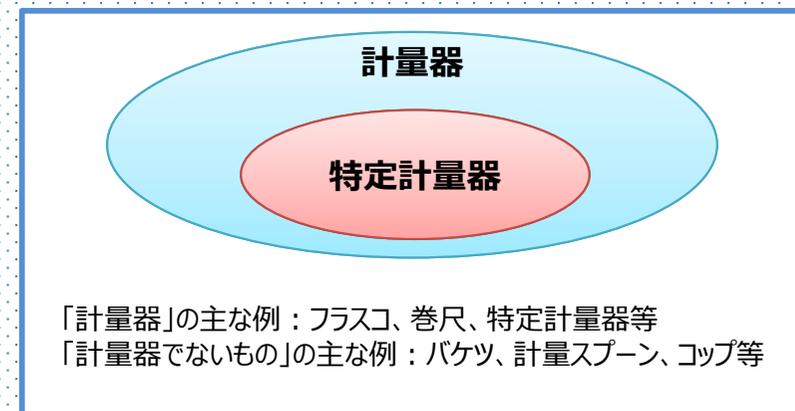
(参考) 主な自動はかりの種類

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等（小容量）	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている
イメージ				
3 器種			4 器種	

特定計量器とは？

- **計量器※のうち**、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器（例：体温計、血圧計など）について、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして**政令で定める計量器**を「**特定計量器**」といいます。
- 特定計量器は、原則として「**検定**」に合格しないと取引・証明に使うことはできません。
- 自動はかりは、平成29年に新たに特定計量器に追加されました。

※「計量器」とは、「長さ」、「質量」、「時間」等の「計量」の対象となる量（「物象の状態の量」）を計るための器具、機械又は装置



検定とは？

- 適正計量の実施の確保のため、一定の条件を満たす特定計量器だけを、取引・証明における計量に使用することを認める制度です。
- 取引・証明における計量に使用するためには、構造検定（型式承認）と器差検定に合格する必要がありますが、自動はかりの器差検定は、自治体ではなく、指定検定機関※が実施します。

※自動はかりに関する指定検定機関（R4.10現在）

- ・株式会社寺岡精工/株式会社デジアイズ(自動捕捉式はかり)
- ・大和製衡株式会社(自動捕捉式はかり)
- ・株式会社エー・アンド・デイ(自動捕捉式はかり)
- ・アンリツインフィビス株式会社(自動捕捉式はかり)

【本件の問い合わせ先】

経済産業省産業技術環境局計量行政室

e-mail : metrology-policy@meti.go.jp

TEL : 03-3501-1688

【最新情報・関連資料等】

経済産業省 計量行政室ホームページ（計量制度見直し）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryuu_minaoshi.html